

アルコール製剤における食品添加物製造許可について

Q) 一般食品添加物に指定されているエタノール(発酵アルコール)を精製水で希釈、78%や65%アルコール製剤に加工し、食品添加物エタノール製剤として製造を行うには、添加物製造事業の許可取得は必要ですか？

A) エタノールは、一般飲食物添加物にあたり特に規格の定められていないものになるため、添加物製造事業の許可の取得は不要です。営業専用の施設で製造等行い、衛生面の確保に十分に配慮したうえで製造等を行うことは必須です。

つまり、添加物公定書に定めている品目を添加、製造して出来たアルコール製剤は、食品添加物製造許可の有無にかかわらず食品添加物エタノール製剤である。

食品添加物公定書→<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000641285.pdf>